

2010年(平成22年)7月27日

株式会社東京リーガルマインド  
代表取締役 反町勝夫 様

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 清 水



〒655-0022

神戸市中央区元町通6丁目7番10号

元町関西ビル3階

かげやま司法書士事務所内

TEL: 078-361-7234

FAX: 078-361-7228

URL: <http://hyogocnet.com>

[連絡先]

かけはし法律事務所

弁護士 亀井尚也

TEL: 078-361-9494

FAX: 078-361-9493

## 再 申 入 書

当NPO法人から貴社に対して、本年4月19日付で、貴社の解約条項について、申し入れをいたしましたところ、貴社より本年5月14日付の回答書を受けました。

貴社の回答書によれば、貴社において解約条項を改定されたとのことで、貴社のホームページや改定版パンフレットによりこれを確認いたしました。

しかし、当NPO法人では、貴社に対し、さらに以下の点を確認させていただきたいと考えます。

1 貴社の解約条項は、従前は以下のとおり、解約事由を限定列挙する内容でありましたが、このたびの改定においては、このうち前文および①②をそのまま維持したうえで、③を「その他の個人的事由により、受講することが不能又は著しく困難であるとお客様ご自身若しくはその法定代理人等が判断した場合」と改定されたにとどまっています。

「受講申込後、お客様において下記の事由が発生した場合、お客様は当社に対して、受講契約の取消及び返金請求等のお申し入れをすることができます。なお、お申し入れの際には、当該事由の存在を基礎づける資料の提出が必要となります。

① お客様本人様について、死亡、重大な心身の疾病、妊娠、勤務先の倒産、就職・転職、異動・転勤、留学、資格試験等の合格、家族の介護、青年海外協力隊・ボランティア等の社会奉仕活動、受験資格がないことが判明した場合により、受講することが

不能又は著しく困難、或いは不必要になった場合

- ② お客様の保護者様について、死亡、重大な心身の疾病、勤務先の倒産等により、受講することが不能又は著しく困難となった場合
- ③ 上記に準ずる事由により、受講することが不能又は著しく困難となった場合」

この点に関し、

- (1) 貴社が、受講申込者の個人的事情を含めて、解約事由を限定せずに解約を容認されるという趣旨なのであれば、何故に①や②のような、解約事由を限定列挙する表現の部分をそのまま残しておられるのでしょうか。
- (2) しかも、前文の「なお、お申し入れの際には、当該事由の存在を基礎づける資料の提出が必要となります。」との記載がそのまま残っており、受講申込者の個人的事情により受講が不能又は著しく困難となったことについても、これを基礎づける資料の提出が必要という内容になっていますが、これは何故でしょうか。
- (3) 総じて、貴社においては、従前と同様に解約事由を限定されるという趣旨なのでしょうか。
- (4) 貴社がもし解約事由を限定するつもりはないということであれば、上記のような誤解を招く表現を全て削除したうえで、「受講申込者の個人的事由も含めて、理由の如何を問わずに、受講契約を受講申込者の側から解約できる」との解約条項に再改定される意思はありませんか。

2 貴社の回答書によると、「改定条項は、既に受講契約を締結済みであっても、現に受講契約が継続しているお客様に対しては、遡って適用いたします。」とされたうえで、その周知徹底を図るため、貴社のホームページ上にお知らせを掲載するほか、全メーリングリストに対して、メールにて連絡する措置をとりました、とされています。この点に関し、

- (1) 貴社ホームページ上の掲載とは本年5月14日付の『LEC申込規定』改定のお知らせ」を指しておられるものと思われますが、同「お知らせ」には上記の遡及適用のことは全く書かれていませんので、周知徹底されたとは到底言い難いと考えますが、いかがでしょうか。再度遡及適用について明記したお知らせを掲載される意思はありませんか。
- (2) 全メーリングリストに対して、メールにて連絡する措置をとったとされていますが、ここでも遡及適用のことを明記してメールを送付されたのでしょうか。メール送信記録をお示し下さい。

(3) メーリングリストに加入していない受講申込者も多数おられると思いますが、そのような受講申込者に対しては、株式会社法学館が当NPO法人に対して約束されたと同様に、遡及適用についても明記した書面を郵送しなければ周知徹底したとは言えないと考えますが、いかがでしょうか。そのようにされる意思はありませんか。

3 貴社の回答書によれば、既に印刷済みのパンフレット等の印刷物については、改定条項を印刷したものを持み込む措置をとったとされていますが、具体的な裏づけ物を、お手数ですがご送付下さい。

4 当NPO法人に寄せられた情報によれば、本年6月に入ってからも、貴社が説明会で配付された印刷物には、お客様の都合による解約は原則としてできないとの内容がそのまま入っており、また貴社への問い合わせに対しても、個人的な理由では解約できないとの回答をされていたと聞いております。貴社において、かような事実の有無について調査のうえご回答いただくとともに、本年5月14日の解約条項改定について、社内的にどのように周知徹底されたのか、具体的な裏づけ資料をお示しいただくことを求めます。

当NPO法人としては、以上に挙げました様々な面で、貴社の対応は未だ不十分なものと考えており、貴社に対し、消費者契約法に基づく差し止め請求の訴訟提起を行うことを、依然として視野に入れております。

つきましては、貴社に対し、株式会社法学館と同様に、解約条項については、受講開始の前後を問わず、かつ受講申込者の個人的事由も含めて、受講契約を受講申込者の側から自由に解約できる内容に明確に改定されたうえで、今後も受講契約の解約を制限する内容の契約を締結しないこと、受講契約の解約を制限する条項を記載した取引書類の配布やウェブページへの記載をしないこと、改定規約は遡及適用すること、解約条項の改定および遡及適用について受講契約継続中の者に個別に知らせること等の措置をとられるとともに、当NPO法人との間で、その内容の和解を締結される意思がないかどうか、再度申し入れをさせていただきます。

あわせて、本再申入書に対して、お手数ですが、本書面到着後1ヵ月以内に文書にて再度ご回答いただきますよう、申し入れます。

なお、本書面並びに本再申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、その旨申し添えます。

以上